

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和3年10月12日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：黒川長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから10月12日の原子力規制庁、定例ブリーフィングを始めます。

○黒川総務課長 報道官の黒川です。

お手元の広報日程に沿いまして説明をいたします。

まず、明日の委員会定例会の議題は3つです。

まず、議題1、令第41条非該当施設の廃止措置計画の審査基準でありますけれども、これは令第41条非該当施設使用施設というのは、核燃料物質の使用量などが少ない使用施設ですけれども、その廃止措置計画について、詳細な審査基準がこれまでなかったために、今までの審査の事例を基に新しく審査基準を定めることとしまして、その案を諮るというものであります。

次が議題2、核燃料物質の使用許可に関する審査ガイドの策定についての再検討でありますけれども、これは議題1とセットの議題でありまして、もともと8月18日の委員会で議題1の審査基準と議題2に書いてある使用許可の審査ガイド、この2つを今後策定していきますという案を諮って了承されていたのですが、改めて検討した結果、こちらの審査ガイドのほうについては、策定するという方針を撤回しまして、ガイドによらない方法も含めて改めて対応方針を検討するということを報告するというものです。

今、規則と解釈がある中で、それに加えて審査ガイドは何を決めるのだろうかというのを改めて精査した結果、ちょっと疑問になったので、改めて検討するというようにしたようです。

次に、議題の3つ目が、炉安審・燃安審の基本部会の結果報告ということですが。

これは、炉安審・燃安審、9月16日に行われておりますけれども、その結果を報告するというものであります。

当日の基本部会では、安全性向上評価について九州電力から説明を受けて意見交換をしたというのと、あとはいつもの定例の議題で、検査の実施状況とか技術情報検討会の結果を審議したというのが9月16日にありまして、その結果を改めて委員会のほうにも報告するというものであります。

以上3件が明日の定例会の議題でありまして、あと、資料には入っていないのですが、明日の午後非公開の

臨時会議が入る可能性がありまして、入った場合は今日夕方にお知らせをする予定にしています。

次が、10月15日の（6）第13回原子力事業者の原子力部門の責任者との意見交換会ということになります。

規制委員会側の出席者は伴委員と山中委員、事業者側は東京電力、関西電力、中部電力、九州電力とATENAの5社ということになっています。

主な議題は、その議題2にありますSA、シビアアクシデント対応能力の向上についてということで、事業者から取組の紹介がありまして意見交換をするということになっています。

次が、10月18日の（8）放射線防護技術評価検討会ということで、こちらは規制庁が行っている安全研究プロジェクトについて、有識者の意見を聴取するというものでありまして、幾つかプロジェクトが走っているのですけれども、秋はその開始前年度の事前評価をするという季節になっていまして、今年の秋は、この放射線防護分野と、あと、10月15日のこの資料の（5）にありますシビアアクシデント分野、2件の技術評価検討会を行うという予定になっているものであります。

説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

オカダさん、どうぞ。

○記者 毎日新聞のオカダです。

明日の定例会の議題1の第41条の非該当使用施設というのは、例えばどういう施設があるのでしょうか。

○黒川総務課長 そんなにいっぱい核燃料物質を使用していない施設ということで、例えば大学とか研究機関とか、そういったところが該当するということのようなのです。

○記者 具体名を挙げると、例えばどういうところですか。

○黒川総務課長 ごめんなさい、即答できなくて、全部で百八十何か所あると聞いていますけれども、大学とか研究機関という少量の核燃料物質を使っているいろいろな研究とかそういうものを行っている施設なのだと思います。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。

ありがとうございました。